

出席停止となる感染症と登園許可証明書について

平成 28 年 4 月 1 日

大野保育園 園長 河瀬洋行

当園において、子どもの健康増進と疾病等への対応とその予防は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき行われています。乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育園では、一人一人の子どもの健康と安全の確保はもとより、集団の健康と安全を確保しなければなりません。人から人にうつる伝染病は園生活において注意が必要です。学校保健法並びに学校保健法施行規則に伝染病の種類及びその出席停止の期間の基準が定められおり、当園でもこの法律が準用されています。以下の病気の診断を受けた後登園の際は、登園許可証明書の提出をお願いします。

※学校保健安全法施行規則第 19 条における出席停止の期間の基準について

(ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない)

- ・ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）
……発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあつては 3 日）を経過するまで
- ・ 百日咳
……特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ・ 麻疹
……解熱した後 3 日を経過するまで
- ・ 流行性耳下腺炎
……耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
- ・ 風しん
……発しんが消失するまで
- ・ 水痘
……すべての発しんが痂皮化するまで
- ・ 咽頭結膜熱
……主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
- ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎、他
……病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで